

岩出市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

岩出市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 9

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

令和7年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という)改正を踏まえ、教育職員の在校等時間の上限順守、業務量の適正管理及び健康確保措置を計画的に実施し、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するとともに、教育職員のワーク・ライフ・バランスを充実させることを目的とする。

### (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	27.5時間	26.6%	0.0%
中学校	35.2時間	44.1%	0.1%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校26.6%、中学校44.1%となっており、規則制定後減少傾向にはあるが、依然高い状況にある。主な要因としては、勤務時間外の保護者対応や生徒指導対応などの業務の負担感が大きく、中学校では部活動指導による長時間化があげられる。
- こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ・ 1 年間における時間外在校時間の平均時間を年間 360 時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数 16 日以上を維持する 【16.2 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10.0%まで減少させる 【12.0%】
- ・ ストレスチェックにおける抑うつ感の値を 5.0%以下とする 【7.0%】
- ・ ストレスチェックにおけるワーク・エンゲイジメントと職場の一体感について、活力がみなぎるの値を 75.0%以上にする 【62.3%】

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、引き続き児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会や青少年育成市民会議などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、補導センターや警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡について（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、一部の教職員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・首長部局とも連携して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

## ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、事務の共同実施を充実、発展させる。

### ◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理（「3分類」⑦関係）

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

### ◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となっていく。

### ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、負担軽減を促進できるよう検討する。

### ◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・機械警備による当該業務の効率化を引き続き行うとともに、教職員の役割分担を見直し、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

### ◇児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置をあらかじめ行った上で、学級担任等特定の教師のみが対応することのないよう、教職員の役割分担による負担軽減を促進する。

### ◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化を図るとともに、岩出市学校支援ボランティアの支援を得て、負担軽減を促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・10年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き部活動指導員の配置とその拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭が積極的に参画する。

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯⑰関係）

- ・授業準備や採点作業、学校行事準備等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や中学校における自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫

を行う。

- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の取組状況について、確認するとともに、点検結果から必要な改善を図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や、冬季休業中の設定を推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市内各学校のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・全校への教員業務支援員の配置や、学校運営協議会との連携による各校での地域ボランティアの確保・充実とともに、学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。